

國領豊後国海部郡柴山村について

渡 辺 澄 夫

はじめに

一 鎌倉・南北朝期の柴山村史料

二 室町・戦国期の現地金石文

— 柴山八幡社とひょうたん祭 —

三 江戸時代における大野川通運の実態

(一) 白杵藩の大野川河川運輸

(二) 竹田藩の参勤交替路犬飼町の開発

四 古代・中世の大野川舟運

— 有力河川は公領 —

五 どうして海部郡に属したか

— 九州における水陸兼用駅 —

むすびに代えて

はじめに

「柴山村」は、現大野郡千歳村の大字に属する大野川沿いの小村である。「ひょうたん祭」で有名な柴山八幡社が鎮座する。この村は、大野川下流の旧海部郡丹生郷境から直線距離をとつても、二〇キロ以上も奥地の大野郡内に在り、最短距離である現白杵市(北海道郡)からでも一六キロ以上距つた所に占位する。にもかかわらずかつて中世には、全くの飛地となつて海部郡に属していた。

こうした不自然な海部郡の飛地がどうして出来たのか、多くの研究家が疑問を懐きながら、今日までその歴史的原因を解明するものがなかった。中にはかつての海部郡の郡界が、今日よりずっと奥地に入っていた時の痕跡であるとすする説もあるが、⁽¹⁾到底そうした解釈では事実を説明しえない。何となれば、若しそうであるならば、戸次荘(大分郡)や野津院(大野郡)等が、かつて海部郡に属した時代がなければならないからである。

弘安豊後国大田文案の海部郡条末尾から二行目に、

⁽²⁾ 柴山村拾町 地頭戸次三郎重親

とあり、この村が「国領」で、「面積一〇町歩となつてゐる。わずか一〇町歩の小村の飛地が、とくに「国領」となつてゐることとは、右の歴史的秘密を解き明かす重大な鍵を秘めてゐるように思われる。

本稿は以上の疑問について考察を試みるものであるが、次述の通り、当村に関する史料は極めて限定されており、直接的にこの疑問に答えるものは絶無といつてよい。こうした悪条件下では、この村が豊後第一の大野川である大野川の中流域に立地し、従つて大野川河川交通上の重要な拠点であつたらしいという、地理的・歴史的な特殊条件を加味して推論を加える以外に、可能な方法は考えられない。以下の論述が、決定打を欠く推定論に終始するのは以上の理由によるものであつて、今は已むを得ない。識者の示教をお願いしたい。

(1) 海老沢衷「鎌倉時代における豊後国の国衙領について」(『西南地域史研究』三)。

(2) 「豊後国図田帳」諸本には、海部郡に「柴山村」を記載するものはない。「豊後国大田文案」(『鎌倉遺文』一五七〇〇号)、「豊後国田代注進状案」(『大分県史料』三二六所収諸本)には、「国領柴山村十町」と明記されている。両本の立場の相違を示すもので、後者は国衙の立場を示すものであることが推定される。

一 鎌倉・南北朝期の柴山村史料

柴山村に関する最古の文献史料は、文治年間と考えられている「宇佐宮假殿地判指図」に^①、「大門南中間整十四丈五尺内」^九として、

六丈五尺 浅見郷(淺見郷)

三丈 佐賀郷(佐賀郷)

二丈 笠和郷(大分郷)

壹丈 佐伯庄(海部郷)

壹丈 柴山村(同上)

六丈 國東郷(國東郷)

とあるのがそれである。「整」は^{しきがわら}『漢和辞典』によれば、

○しきがはら、地に敷きならべる平瓦。

○いしだたみ、平たき石をしきならべるもの、「石整」。

とあり、道を平坦にするための「しきがわら」ないし「いしだたみ」らしい。宇佐宮の場合何れを用いていたかは知りえないが、今日の状況から推定すれば「石整」ではなかったかと考える。その「整」が大門南中間に十九丈五尺敷かれていたが、それを國役として、浅(朝)見郷六丈五尺・佐賀郷三丈・笠和郷二丈・佐伯荘一丈・国東郷六丈と並んで、柴山村が一丈を負担していたというのである。その負担の長さは各郷・庄・村の面積に比例するが、柴山村以外は他にも各所に別の負担があり、これが必ずしも面積比を示すものとは考えられない。

いずれにしても、柴山村が鎌倉時代の初頭に宇佐宮假殿造宮の一國平均役を勤仕していることは、当村が当時存在したことを示す貴重な資料であって、この村の成立が平安時代にまで遡ることを暗示するものと思われる。

次の史料は、既述弘安八年(一二八五)の「豊後国太田文案」(『大分県史料』三六豊後国田代注進状案)である。海部郡条終わりから二行目に、

柴山村拾町

地頭 戸次三郎重親

と見え、柴山村一〇町が國領で、地頭は戸次三郎重親であることがわかる。

戸次重親は大友戸次氏の庶家であることは疑いないが、同氏の系図が不備のため系譜関係は明瞭でない。初代重秀の次子に重頼があり、松岡左近将監と号し、惣領家と共に戸次荘地頭職を分領し、大野莊中村七六町の地頭職を領している。おそらくこの戸次重頼の子が、その通字関係から見ても重親であろう。以上によってみれば、大野川中流域の河道の主要部の一部を大友戸次氏が扼していたことを知ることができる。

南北朝時代に入ると、文和三年(一三五四)十月十六日付の「戸次浄心重親申状案」がある。浄心は上記の戸次重親で、彼が柴山村以下の豊後・日向・肥前に散在する所領地頭職を、大友惣領氏時に譲与し、その安堵下文の下付を申請したものである。浄心が何故にその全所領を大友惣領氏時に譲与したのか、その理由は明瞭でないが、おそらく守護大名化する大友惣領家に所

領を寄託してその被官となり、自家の保全を図ったものであろうか。これに対して貞和二年(一三六三)三月二日、將軍義詮は御判御教書を下し、⁽⁵⁾ 淨心の提出した証文が九州動乱のため正文でないのに、正文を抜いてその案文を進めること、氏時の給わつた安堵状も同様正文の案文を提出することを命じている。文中に淨心が子孫を悉く義絶し、大友氏時を成人養子として他人和与をした等のが見える。子孫の義絶といい、他人和与といい、事件の背景は未詳であるが、おそらく彼の北軍に対し、子孫が南軍に従った等の一族分裂が原因であろう。

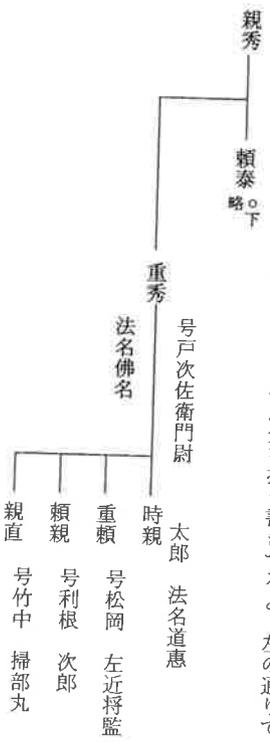
永徳三年(一三八三)の大友親世所領所職等注進状案に、柴山村が記されているのは、大友惣領家が守護領として引き続き領有していることを示している。同文書には、戸次莊切畑名・小仲名と並んで、「同国丹生津留村」(現大分市大字松岡^(?))が守護領として見える。大友氏が大野川下流の河上交通権を掌握しつつあるものと見てよからう(後述)。

注

(1) 『宇佐八幡宮史』、史料篇中世四所収。本図は先年神宮に寄付され、国の重要文化財に指定された。豊後国における莊園・公領の初見を確かめる史料としても、史料価値は絶大である。

(2) 「豊後国岡田帳」には見えないこと既述。

(3) 「大友田原系図」(『大分県史料』一〇)から、戸次氏分を抜き書きすると、左の通りで、恐らく松岡重頼の子であろう。



- (4) 文和三年十月十六日戸次浄心親重申状案、『豊後国莊園公領史料集成』六、柴山村史料四号)。
 (5) 貞治二年三月二日足利義詮御判御教書案(同右、柴山村史料補遺一号)。
 (6) 永徳三年七月十八日大友親世所領所職等注進状案(同右、佐賀郷史料二五号)。
 (7) 富米隆『言葉と生活・文化』(平成八年一月喜寿記念集)九九―一〇四頁に、丹生津留村||松岡説に對する批判があるが、此には卑見を述べる余白がない。次の機会に譲らして頂くことにする。

二 室町・戦国期の現地史料

― 柴山八幡とひょうたん祭 ―

以上はすべて文書史料であつたが、以下のものはすべて金石文であり、大部分が鎮守柴山八幡社関係のものであることが注目を引く。年次を追つて掲載し、若干の解説を加えたい。

(1) 應永十二年(一四〇五)柴山八幡宮棟札(1)銘

奉造立八幡一字、祝延今上皇帝聖疆萬歳、當主源親世・同親著本命元辰星年、當檀那椎原沙弥良昌・同潮恵宮願主平内□郎・兵衛太郎、先年号建治元、次建武二年、

皆應永十又二年乙酉五月初三日、本宮司和泉守公幸、大工三郎左衛門、

柴山村八幡社の鎮座等については後述するが、まず右の銘によれば建治・建武二年(一三三五)には存在したことは信じてよいであろう。應永十二年(一四〇五)の造立の時の当主は、先の文書に示された大友親世とその子親著であり、引き続き大友氏の守護領としての知行を確認しうる。当旦那とある椎原良昌は、井田郷の在地領主で、応永一〇年(一四〇三)八月の由原宮御燈油料所坪付注文案に当郷の政所と見える人物である。(2)

(2) 寶徳二年(一四五〇)同宮棟札銘

大日本豊後劔南部内柴山八幡宮之棟木芝、(大友) 峇寶徳貳年(享和) 菊月下旬六日、大願主(興寧)「大宮司益永山城守」
大工(井田) 原名内石井新五郎、

前者より四十五年後のものである。「(重) 天部郡内柴山八幡宮」として、依然海部郡の所管であることを示す点が注目される。大工「田原名」の石井某は、当宮の最初の影向地の大工であり(後述)、依然として旧地の職人との関係の続いていることが興味をひく。

(3) 寛正四年(一四六三)同上棟札銘

「(千壽) 建立大日本豊後州海部郡内柴山村」本廟八幡大神内宮神社、歳深日久、基陞(大友) 隕毀、既及荒廢、重加修飾、欲仰神徳、大檀越(大友) 源親繁、再興大檀那大神氏惟政、

寛正第四年癸未三月十四日、當村檀那各(衆) 尔等、

當政所下郡惟明、「大宮(興寧) 司益永越前守輔義」、大工新三郎、

前者より僅か十三年後のものであるが、これは造替ではなく、一部の修復らしい。大友親繁が大檀越であることは、柴山村が依然として守護領であることを示すものである。

(4) 享祿元年(一五二八)同上棟札銘

奉欽上棟再興、大日本國豊後劔南部柴山八幡宮一宇、右天泰平、玉席康寧、四海安謐、萬民樂業、歳深日久、及荒廢間、當村檀越各々加修飾、彌奉仰神恵所也、

享祿元季(貞子) 菊月上旬二日、「大宮(興寧) 司益永長門守吉輔謹白、」

大工藤原朝臣平衛門尉家信、

柴山村が依然として、海部部に属することを示す史料である。

(5) 天文二年(一五三三)柴山村六地藏幢銘

大日國(本紀カ)西海豊後劔天部郡柴山村

西(マ)日天国

六道六地藏之尊像 昭樂淨存禪定門、

善根功德主、七分全功得主(マ)妙

本信女、作者明峯松風木(マ)、

于時天文二(マ)〇〇〇年三月念二日施主敬白、

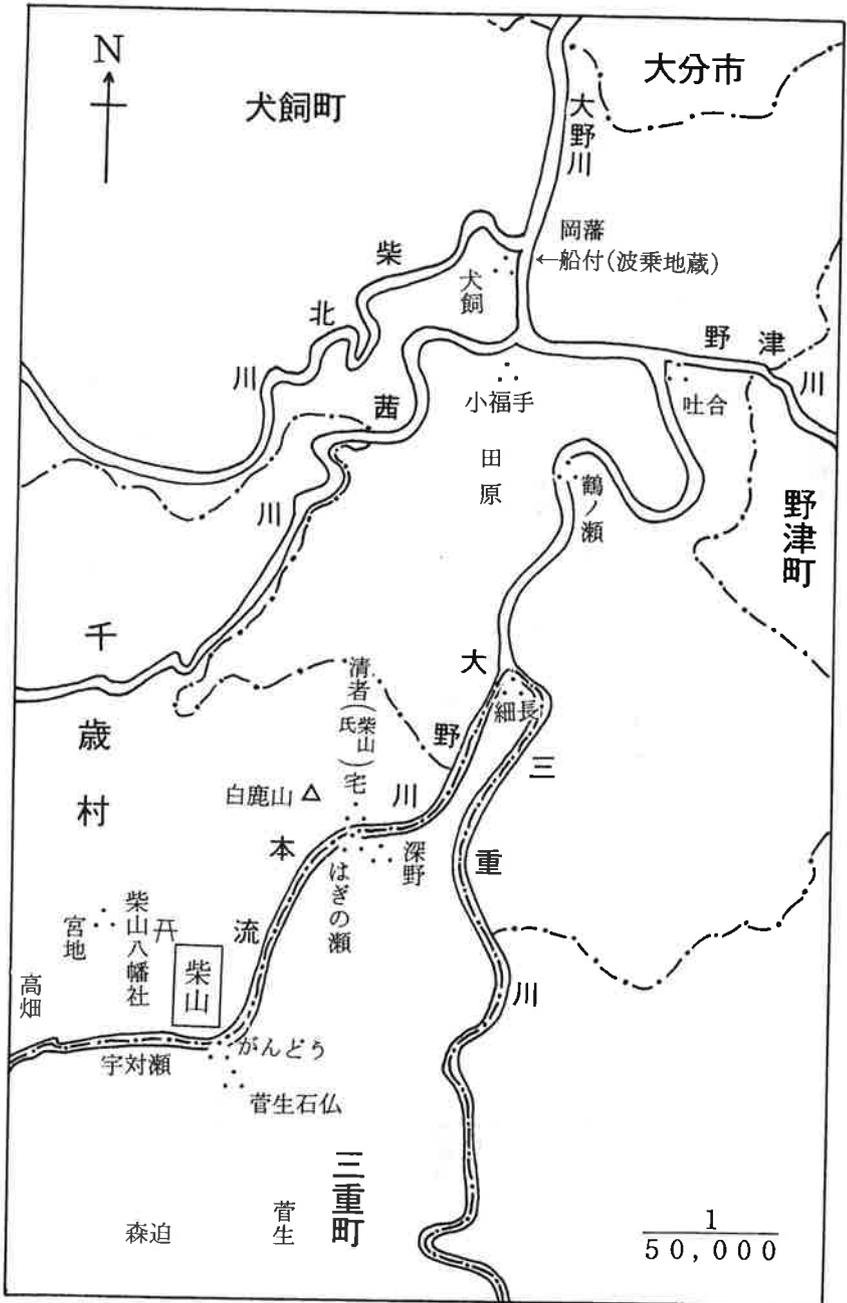
若干疑問の箇所があるのは、永年の風蝕の結果で已むを得ない。前四者がすべて柴山八幡の棟札であるのに対し、これは全く異なる独立の金石文であることに価値がある。当村が中世末期まで海部郡に所属していたことは、疑問の余地がない。

さて以上の五史料のうち、四史料までが鎮守柴山八幡社に関するものであったことが注目される。というのはこの社の歴史が、柴山村の歴史の秘密を解く鍵となりうることに予想されるからである。

社伝によると、当社ははじめ宇佐八幡宮の分霊が、今の犬飼町(井田郷)大字田原(たわら)の字小福手(こぶくこ)に影向したのにはじまるという。

(後掲地) (図参照)。これがのち千蔵村(井田郷)大字高畑の字宮地に遷座し、建治二年(一二七六、元年とも)に現在地である同村大字柴山字宮園に移座したものであるという。社格は明治四年(一八七二)に村社、同六年に郷社に列せられて今日に至る。当社が建治二年(一二七六)に現地に移建されたというのは、史料(1)によるらしいが、柴山村が平安末期に成立していたと考えられる点からすれば、やや遅すぎる様にも思われる。何れにしても、当社の最初の影向地が井田郷田原であったということは、後述の岡藩初期の舟着場がこの地であった事実からすれば、おそらく大野川河上交通の守護神として奉齋されたものであろう。

それが大字高畑の宮地へと溯航し、さらにやや下の大字柴山字宮園の現地に遷座したということは(参図)、三重駅に至る大野川航行の可能な地点への溯航を意味し、宮園への若干の下向は、大野川渡河点として最適の地形を求めての事と思われる。祭神が渡河点とともに移動することは、柴山村と柴山八幡とが相即不離の一体的関係にあることを示すもので、同社の河上交通の守護神たることを、いよいよ確実なものとするといえよう。



これを裏付けるために、柴山八幡社の有名な「ひょうたん祭」⁽⁶⁾について検討しよう。この祭礼を見ると、「ひょうたん様」と呼ばれる異形の役者が世俗的には有名であるが、筆者はこの祭の中心の役者は「清者」⁽⁷⁾であると思う。これは「馬乗りさん」と俗に呼ばれる流鏑馬の騎手で、祭礼の最初から最後まで中心的役割を果たす役者である。古老の語る所を聞いてみよう。⁽⁸⁾

ずっと昔、用明天皇が柴山八幡にお詣りした折、菅尾(現三重町)の深野から大野川を渡ることになったが、不案内のためどこを渡ったらいいか思案難渋していた。その時、柳平在任の若者が身を潔め、はぎの瀬を、天皇を背負って無事お渡し申し上げた。以後その若者は、天皇の御身を直接触れた清い身であるとして、「清者」とよぶようになった、というのである。

柴山八幡の重大な祭礼に、大野川渡河に献身したと伝える「清者」が中心的役割を果たすことは、この社が大野川渡河の守護神でもあり、「ひょうたん祭」は、「清者」が中心となつてその神徳を謝し、一層渡航の安全を祈請するものであると考えるのは、必ずしも牽強附会ではあるまい。

さて以上の考察のように、柴山八幡社が大野川の河上交通の守護神であるとした場合、それが柴山村の海部郡帰属と国領問題とに、どの様に係わりをもつかが次ぎの問題となる。筆者はこれを古代の丹生駅と三重駅とを結ぶ河川利用の官道の名残りとして捉え、中世大友氏の時代に至つても引き続いて利用発展したものであらうと考えた(後述)。

この想定を実証する為には、中世における大野川舟運の実態を明らかにする必要があるが、今日これに関する史料は遺憾ながら管見に入らない。従つてここには、次善の策として、近世藩政時代の大野川通運の実態をながめ、そこから遡つて古代・中世の河上交通の在り方を推定する媒介としたい。

注

(1) 以下四通の柴山八幡社棟札銘及び六地藏幢銘は、『千歳村誌』所収「金石文」による。

(2) 『豊後國在園公領史料集成』七(上)井田郷史料五一号。

(3) 以下『千歳村誌』柴山八幡社(三三二頁)による。

(4) 大野川支流茜川が本流に合流する地点に、小福手がある。現犬飼町大字田原の小字小福手である(要図参照)。

(5) 当社には樹齡一一〇〇年の「千年杉」と称せられた杉の神木があり、昭和三三年県指定天然記念物となるも、昭和四六年の台風一九号のため亀裂倒伏の危機に瀕し、伐採売却した。今日尚數百年を経過したと思われる大杉の社叢があり、此等の神木から見ても建治年間説は不合理でない。

(6) 『千歳村誌』ひょうたん祭(三五三―三五七頁)による。

(7) 神社はその祭神や攝社などから見て、多様の性格をもつ。芦刈政治氏は「ひょうたん様」は「火の神」であり、「火王さま」である。それが「ひおうさま」から「ひおうさんさま」↓「ひょうたんさま」に轉訛した。この「ひょうたんさま」は地主神であり、用明天皇を背負った「清者」、即ち用明天皇を客神として迎える案内パレードが、「ひょうたん祭」である。客神を用明天皇に付会しているが、実は應神天皇であり、宇佐(由原)八幡の勧請が背景にあるだろう、と述べている。氏の解釈と、筆者の解釈がどこで結合するかは、今後の課題である。

(8) 『千歳村誌』三五四頁。

三 江戸時代における大野川通運の実態

交通の発達しない近世及びそれ以前の時代には、陸上とともに河川が不可欠の交通路となり、人馬・物資運送の動脈として利用された。古代の官道高坂駅から丹生―三重間の通路の詳細は必ずしも明瞭でない。江戸時代「元禄絵図」によると、毛井から宮河内・戸次市・影ノ木(大分上)を経て、西寒田(犬飼町)・鍋田(野津)・大寒(犬飼町)を通り、深野・菅生(三重上)を経て三重市に達することとなっている。当時は二地点間でも直線とは限らず、陸路は地形に左右された迂回路が多く、しかも山中の悪路を通過しなければならぬことが極めて多かった。そこで必然的に河川利用が始まったらしい。当時としては大野川の河

道は、丹生―三重駅間の最短距離として利用されたにちがいない。

大野川下流が舟運に利用された部分は、時代的に若干の相違があるが、普通には河口から約二五キロ上流の大飼(大野郡大飼町)付近までであった。まず江戸時代臼杵藩の河川利用の大略をながめよう。

(1) 臼杵藩の大野川河川運輸

臼杵藩の船着場は、大野川本流に支流野津川が合流する地点の吐合港であった(地図参照)。この吐合が臼杵領五万石のうち、野津院八〇〇石と、三重郷一万石の年貢の集積地となり、かつ積み出し港となつて大野川を下つて運送された。吐合港には守護神として住吉神社が祀られ、臼杵藩の租税徴収代官や抜け荷監視等の御番所が置かれていた。⁽³⁾

集積された物資は、米・麦・大豆・石灰・石材・松材・杉材・竹材・胡麻・錫等で、就中米・大豆・石灰が多かつたという。三重からの運送路は主として陸路であつて、三重―菅尾―宮尾―山奥―長谷―黒坂―萩原―吐合で、里程は六里(二四キロ)、途中には八か所も悪道があり、百姓は難澁を極めたという。のちには臼杵領の外に、岡藩領東部の各地からも物資が集められ、吐合港の繁栄は瞠目すべきものがあつたという。

年貢の運送手段として、二〇石船が建造され、下流の鶴崎を經由し、河口の臼杵領家島よしまの米蔵まで運ばれ、さらに臼杵や大坂方面に回漕された。

以上のような吐合港に対する年貢等の運送について、三重・野津の百姓が、その悪路と不便を理由に反対運動を起こした。いっぽう、こうした吐合港の繁昌に対して、臼杵城下商人も城下に出廻る貨物が少なく、銀錢札通用に差支えるとの理由で、藩当局に対して吐合港の荷物積み下ろし禁止を嘆願するに至つた。その結果ついに、安永四年(一七七五)一月より停止命令が出された。これから吐合港の繁栄が一時停頓するが、のち三重・野津庄屋の申請により、天明三年(一七八三)に許可され、昔日の盛況をとり戻した。しかし寛政一一年(一七九九)には又禁止令が出て、翌十二年のみ三重川合流点の細長蔵所で年貢収納を命じたが、又吐合が復活し、更に一年交替制となる等一進一退を繰り返して遂には両者併行して実施された。

何れにしても、以上吐合・細長港の消長は、臼杵藩に取って、大野川運送がその死命を制する重要な交通路であったことを証して余りがあるといえよう。

注

(1) 高坂駅と丹生駅間は、西別府元日「丹生駅と大宰府道・日向道をめぐって」(『大分県地方史』一二六、『大分市史』上、七五四―六頁参照)。

(2) 三重町役場企画商工観光課編『大分県三重町誌総集編』(昭和六二年一月刊)九八九頁。

(3) 以下、大野川通船については、豊田寛三「大野川下流域町・村の構造と舟運」(『大野川』大分大学教育学部、一九七七年三月)、大野川史刊行会編『大野川通船』(昭和五三年三月刊)九六―一〇〇頁、『三重町誌総集編』四一六―四二〇頁等を参照した。

これらの編著以前に、土生米作「大野川通船」(『大野旬報』同社刊)に「郷土史話」として連載したものの切抜きが、昭和三八年頃公表されて居り、右町誌はこれを参照したものらしい。

(4) 吐合・細長問題は、前掲豊田寛三論文、『大野川通船』九八―一〇〇頁、『大分県三重町誌総集編』四一六―四二〇頁等を参考にした。細長港を芦刈政治氏の案内により現地見学をした。その地形は、大野川本流と三重川合流点の吐合に当たるが、本流は滯となって舟運には適するが、河岸から急傾斜の河岸段丘となり、後背地との交通不便な山林となっていた。三重等から距離的条件のみを考慮した、全く政治的な船着場であつたらしい。

(2) 竹田藩の参勤交替路大野川の開発

竹田藩は奥豊後に領地を有する藩で、臼杵藩以上に大野川舟運に依存しなければならぬ条件を有していた。

文祿二年(一五九三)岡藩初代中川秀成が豊臣秀吉から、大野・直入六万六〇〇石を拝領したが、翌年八月大分郡今鶴(今

津留村)四六二石五升を加給された¹⁾。その今鶴村の中に沖の浜があり、ここが岡藩の船着場として家臣柴山両賀が船奉行を仰せつけられていた²⁾。この沖の浜の船着場が、翌五年(一五九六)壬七月十二日の大地震と大津波によって海没し、船奉行の両賀子柴山勘兵衛重成は、家族と共に漂流しながら、九死に一生を得た。これによって藩の船着は、萩原今津留に移された³⁾。

ところが元和九年(一六二二)越前宰相松平忠直が大分郡萩原に流されて来たので、替地として乙津村(現大分市鶴崎)を拝領したが、故あって請取らず、三佐海原(同大字三佐海原(佐・海原))を給わり拝領した⁴⁾。海への出口のない岡藩が今鶴村(沖浜)を与えられ、忠直の流滴地となって乙津を指定され、これを拒否して三佐を替地としたことは、大野川舟運を念頭に置いたものであることは疑いない。乙津は海上交通の要地であるが、大野川の旧河道の形成する支流で、河上交通には不便であり、従って本流航行に至便な三佐(海原)を所望したのである。

この岡藩の舟運に、画期的影響を与えるのが幕府の参勤交代制の施行である。この制度は寛永十二年(一六三五)外様大名の参勤交替にはじまるが、岡藩では明暦二年(一六五六)に犬飼町をつくり、船着場を設け、御蔵所を建て物資の集散と河口三佐港までの舟運に備えた⁵⁾。

中川氏入封の頭初は、旧井田郷のうち田原村の鶴ノ瀬に船付があった(地図参照)。ここは野津川との合流点より大野川本流の曲流を遡ること約二・五キロ上流であるが、参勤交替などで交通が瀕繁となり物資の集散が盛んになると、新事態に対応出来なくなった。より下流の犬飼に船着場を移したのは、このためである。

犬飼は山林・原野・竹藪のみで、人家稀な寒村であったが、ここに藩営の船着の外に、商人所有の港も造られた。参勤交替用の藩営船(往路のみ使用)は三〇艘あり、四人乗りで三佐港との連絡を取り、民営のものは「柴舟」といい、二〇艘を許可された。後者は米穀・木炭・柴薪その他の物資を、三佐・鶴崎・乙津港に搬送した。犬飼町には藩の御用商人も指定され、廻船問屋や

掛屋及び船頭・中仕・水夫等が蝟集し、かつての竹藪・山林は、急速に大野川通船の要衝として発展するに至った⁷⁾。

河川運輸につきものは、航路の整備即ち川床の浚渫(川さらえ)である。後には船頭の結成する組合に区域が割り付けられ、

浚渫は水量少なく運送の比較的暇な十二月に実施された。航行する船には通船料を徴した。犬飼の船頭の責任とされた浚渫区域は、一ノ瀬・住吉・柳場、金井戸・ロケ瀬等、八か所の瀬を中心に行われた、という。

以上の通り、岡藩の藩営三〇艘、芝船二〇艘に、前記の白杵藩の二〇石船及び民営船を加えた大野川の舟運の盛況は、道路及び豊肥線の開通後の今日の凋落の姿のみを見る者にとっては、全く思い半ばに過ぎるものがある。資料の都合上、明治時代まで下らざるをえなかったことを諒承願い度い。

注

- (1) 北村清士『中川史料集』(新人物往来社刊・昭和四四年六月)一一六頁。
- (2) 同右二二〇頁。
- (3) 同右一一二頁、一三一頁。
- (4) 同右二〇四・二〇七・二〇九頁。
- (5) 鎌倉時代には乙津が高田荘に属し、ここの船津から出航して阪神方面に往来した(書陵部八幡宮関係文書、文永十年卯月十一月大隅国正八幡宮大神宝使等申状案、『豊後国荘園公領史料集成』五(下)、高田荘一八号)。但し、河道変遷後は大野川通船には十分の条件を備えていなかった。乙津港については、吉良国光「鎌倉時代豊後国における地域的流通圏について」(『県立芸短大研究紀要』三三)参照。
- (6) 『犬飼町誌』一〇〇〜一〇一頁。
- (7) 同上、一〇二〜一〇三頁。
- (8) 同上、一六五頁。

四 古代・中世の大野川舟運

― 有力河川は公領 ―

以上は産業・経済の発達した近世の大野川通運の大概を瞥見したものであるが、もちろんこれをもって、古代・中世の水運を推定することは無理であろう。しかしながら、古代・中世の時代にも、それなりに河川を利用せねばならない条件があったのである。それは次の三点からである。

(イ) 古代・中世においては、国内主要河川は公領(国領・国衙領)であったという事実が指摘される。⁽¹⁾ 当国においては、国府をめぐる大分川と大野川に、そうした性格が顕著に認められる。

(ロ) 大分川についても同様であるが、特に大野川流域には、河口から小佐井郷・毛井村・柴山村(以上海部郡)・井田郷・野津院・三重郷(以上大野郡)の六国衙領が集中しており、上流には半不輪領の直入郷(直入郡)がある。⁽²⁾ これら七郷村と国府との連絡路として、陸上交通路の外に、交通に利便のある公領大野川の舟運が利用されない筈はあるまい。

(ハ) 当時の官道の駅路は、既述の如く国府近傍の高坂駅から大野川下流左岸の毛井村にある丹生駅に至り、ここから大野川に沿って三重駅に達し、これを起点として日向及び肥後方面に連絡した。⁽³⁾ この官道が、山中の悪路の多い陸路を避け、国領としての性格・機能を有する大野川の河谷を利用するに至ったことは、又当然といべきであろう。

以上の三点から考察した場合、その質と量において時代的差異はあるものの、古代・中世にもそれなりに、大野川通運の要請される必然的条件のあることが理解されよう。とくに大野川中下流域に国衙領が集中した当時においては、大野川のもつ意義は意想外に大きなものであったと思われる。

この様大野川が官道として利用された場合、柴山八幡社が最初に影向したと伝える井田郷田原は、遡航可能な初期の船着場であろう。同社が同郷高畑に遷座し、やや下った今の柴山宮園に移ったというのは、三重駅に至る官道としては、当時の舟航の可能な限り同駅の近くまで遡航することが要請された為であろう。しかしながら高畑は三重駅への渡河点としては、地勢

的に不便であり、従つて最も渡河に容易な柴山村の中に移座したのではなからうか。社伝ではこれを建治元年(一二七六)ないし二年ともいのである(既述)。

岡藩の船着場が、上流の田原(鶴ノ瀬)から、下流の犬飼に下つたのは、交通量の増大による船の大型化の必然であり、古代・中世の場合、逆に遡航するのは、可能な限り三重駅近くまで舟航することが要請された為であろう。

さて、右の通り考察を進めてきたわれわれは、さらに二つの重要な難問に直面することになった。一つは三重駅到着が目的ならば、どうして細長港の造られた支流三重川の谷が利用されなかつたかということ。その二、柴山村の対岸で三重側の宇對瀬をどうして船着場としなかつたか、という疑問である。

前者は、三重川の大野川本流合流点⁽⁵⁾が船着場に適せず、しかも三重川そのものが峡谷を有し、全く舟航の条件を有しないことが原因であることが判明し、疑問は案外簡単に解決した。ところが二の宇對瀬の問題は、それほど簡単ではなかつた。上記の如く、三重駅着及び同駅より乗船の便宜の為の船着場であるならば、わざわざ現在の大橋(柴山橋)付近の難所を渡渉せず、しかも距離的にも近い宇對瀬の方が、柴山より數等条件的にすぐれているのではないか。それをどうして、往復ともに難所を渡河しなければならぬ柴山村を船着場としなければならなかつたのか、という反論に答えなければならぬからである。

今日宇對瀬付近の大野川の地形を見ると、この村の前方は川幅が広く細長い淵を形成し、一見して船着に適している様に見える。しかしながらその下流は急に川幅が狭く、円礫が堆積して瀬となり、今日は梁場となっている。その下は、下流に向かつてはほぼ直角に河道が左に湾曲し、流水は右岸に露出した、白亜期後期の砂岩の傾斜層上を急瀬となつて流れ、いわゆる「がんどう」の難所となっている。この難所は古代・中世に於いては、船や筏の曳き上げ(後述)は、殆ど不可能であつたものと思われる。既述の吐合や田原等の地形を見ても、何れも相当の水深を有する澗(淵)で、船着としての条件を自ら備えている。右の「がんどう」の難所を下つて曲流部から直線部分に入ると、尚砂岩の露出はあるものの、既述の「はぎの瀬」まではゆるやかな澗で柴山村領である。「がんどう」の難所を克服し得なかつた古代・中世人が、柴山村を大野川舟運の終点とした事が、現

地調査によつていよいよ確信されるに至つたのである。なお今日でも、宇対瀬は大雨の際には大水害を受けるが、柴山村の方はそうした悪条件がない、という。

永い歴史の過程では、人工や災害等によつて河床の変遷があり、速断はゆるぎないが、用明天皇の萩ノ瀬渡河伝説が古くから伝えられている事実等から見ても、上述の河道の形態は基本的には変化がなかったものとみて大過ないものと考ええる。

以上の考察によつて、柴山村は官道としての大野川遡航の到達点であり、かつ三重駅に至る最短距離の地点である上に、舟航の便宜のある船着場としての、三つの性格・機能を兼備した重要な大野川舟運の拠点であろう、という結論に達したのである。

さてここで留意すべき当時の舟運の実態は、河下しの場合が主で、遡航の場合は余り利用され得なかつたという事実である。岡藩の参勤交替の場合も、藩営船(四人乗)は犬飼から三佐までの往路のみ利用し、復路は三佐からの陸路を徒歩で帰藩しなければならなかつた。この事実からすれば、古代・中世の場合も、当然三重駅への往路は陸路を用い、三重駅から丹生駅への帰路のみ柴山から筏便ないし船便を利用し、官物等の国府輸送も、この河下し便が用いられたであろう。

そこで、丹生駅から柴山村までの遡航便の在り方が問題となる。明治期に入つても、民船は遡航便には人は乗せず、川下の雑貨類を積んで上がつてきた。帆船は北東風を利用すれば比較的容易であつたが、無風の場合は漕の所は竿のみで進んだが、瀬の部分は舟子(曳子)が三三尋(ひろ)の棕櫚綱(しゅう)を肩にして引いて上がつた。曳子は河原を求めて右岸・左岸に走り渡り、片手は岸について曳行した。水に入る重労働であつたので、青年でなければとまらなかつた、という。古代・中世の場合には、おそらく筏が多く、川さらえ等が不十分で、帆の利用等も木綿帆の出廻るのは江戸時代からで、葎帆も十分利用されない時代には、曳子の人力に頼ることが一層要求せられ、その員数も多かつたであろう。にもかかわらずこうした舟航が利用されたのは、河下りの利便の方がはるかに大であつたからであらう。

さて以上の通り、柴山村が大野川舟航の要点となつたとすれば、船着場や舟溜り等が設備され、集積された貢納物等格納の

倉庫や、三重駅からの官馬の繋留等の施設、それらを管理する官人や雑人等の宿舎や詰所等も設けられたのではなからうか。柴山村や丹生駅の在る毛井村の国領が、ともに一〇町歩とされているのは、舟や筏の修理・新造其の他の経費をうる為の駅料田の意味をもつものと推定したい。

以上の考察によって、柴山村は官道丹生駅と三重駅をつなぐ大野川舟航の中継点であり、いわば三重駅の「外港」としての機能と性格を有したものであろう、と結論するに至ったのである。

注

- (1) 井上鋭夫『山の民・河の民』（『平凡社選書』六九）解説一五―一八頁。阿部謹也・網野善彦・石井進・樺山紘一著『中世の風景（上）』（中公新書六〇八、一九八一年四月）一海・山・川。
- (2) 渡辺澄夫「豊後国衙領と大友氏」（『増訂豊後大友氏の研究』第一法規刊、昭和五七年二月、所収）。
- (3) 丹生駅については、渡辺「豊後国海部郡毛井社地頭職について」（『大分県地方史』一四二、平成三年六月）参照。
- (4) 高畑の大野川岸は、断崖となっている。尚これは対岸宇対瀬との関係もあろう（後述）。
- (5) 既述の如く、三重川と大野川本流合流点には、江戸時代に臼杵藩が細長港を造り、下流の吐合港に代り、又これと対抗させた。これも藩権力によって可能となったものである。ただし細長は、後背地・三重等との交通が不便であった。
- (6) 古くは筏渡しがあり、のち沈み橋となり、今日平成大橋（柴山橋）が完成した（『大分県三重町誌総集編』一一〇四―五頁参照）。
- (7) 宇対瀬・細長・「がんどう」及び「白亜紀砂岩」・「はぎの瀬」等については、芦刈政治氏の示教を得た。記して謝意を表する。
- (8) 岡藩は参勤交替の往路のみ、犬飼から三佐まで津下しの舟を用い、帰途は鶴崎・野津原・今市峠・堤・赤岩・植木・下木・古町・掃城の陸路を採った（『千歳村誌』一〇四頁）。
- (9) 『大飼町誌』一六三―一六四頁。漕航の復路については、具体的に記述したものが少ない。帆を用いない古代・中世にあつては、曳子の

苦勞はさらに倍加したであらう。

(10) 永原慶二『新木綿以前の事』(中公新書九六三、一九九〇年三月)。

五 どうして海部郡に属したか

— 九州における水陸兼用駅 —

さて柴山村が三重駅の「外港」としての性格機能を有したとすれば、どうして三重駅の所管となり、大野郡に所属しなかったか、について答えなければならぬことになる。

筆者は、大野川舟運の起点は毛井村の丹生駅で、これを受けるのが柴山村であると考え。丹生駅は大野川に沿い、水陸兼送の駅の機能を有し得る条件を備えていた。従って出羽国の「水駅」の如く、⁽¹⁾伝馬船などの配備が為されていたのではないかと推定する。勿論律令の駅制はすでに一〇世紀には崩壊したと云われるから、規定によって一定数の船や水夫等が配備されたという如きものではなく、必要に応じて備えられ、船も筏類が多く、その形も一定したものではなかったと思われる。

これに対して三重駅は陸路の施設と機能を有するのみで、しかも大野川本流から直線距離で五キロも奥地に入っており、水駅機能を全く有しない。おそらくこうした事情によって、外港的性格をもつ柴山村(の船着)を三重駅所管とせず、起点である丹生駅の管轄下に置いたのではあるまいか。丹生駅と柴山村(の船着)とは、いわゆる「水駅」類似の機能を有する船着場として、一具ものであったと思われる。いわば水駅機能を有する丹生駅が、国衙領である大野川を遡って柴山まで延長されたものとも云い得よう。従って、丹生駅の存在する毛井村が国衙所管の国領海部郡に属する以上、その出先ともいべき柴山村が国領海部郡に帰属することは、当然のことであらう。

鎌倉時代末期になると、守護大友氏が国衙五職を兼帯し、在国司として国衙領を支配する様になる。⁽²⁾貞治三年(一三六四)の大友氏時所領所職等注進状では、五職の他、三重郷・大野荘上村半分・緒方荘・直入郷・高田荘等の地頭職を大野川流域に領

有するが、永徳三年（一三八三）の親世所領所職等注進状になると、柴山村と丹生津留村を加えている（述既）。丹生津留村は国領海部郡毛井村に隣接する南側の地である。毛井村地頭職は鎌倉時代以来、平林氏が恩領として入部しており、従ってその隣接地である丹生津留村を掌握したものであろう。柴山村地頭職は文和三年（一三五四）戸次浄心（重親）の寄進によるものであることは既述のところであるが、大友氏がその両所を支配することは、国衙支配の伝統を継承し、領国支配に大野川流路を利用するに至ったことを示すものであろう。

その国衙支配の伝統というのは、じつは平安末期には、当国の英雄緒方惟栄の支配下にあったものである。彼は本領大野郡緒方荘を拠点として、直入郡直入郷、大野郡三重郷・野津院・井田郷・柴山村等、大野川上・中流域の国衙領を掌握し、国領大野川を動脈として国衙及び船所等の支配権をも手中に収めたものと思われる。⁽⁴⁾

しかし、義経及び緒方惟栄の没落、豊後国の関東御分国化により、義経・惟栄に与同する国司・国人の所領は一掃され、関東御家人によってぬりつぶされた。大友氏もその関東御家人の一人であるが、中世の歴史はその関東御家人の地頭職が、豊後守護職と国衙五職を兼帯する大友氏によって改めてぬり変えられる過程でもある。緒方荘地頭職が大友氏時領に轉化すること等が、これを象徴するといえよう。

注

- (1) 新野直吉「すいえき 水駅」〔『国史大辞典』八、三頁〕。
- (2) 正慶二年三月十三日大友具簡貞宗讓状案、『鎌倉遺文』三二〇五六号、『大分県史料』二六所収大友文書。
- (3) 前章注(3)参照。
- (4) 緒方惟栄については、渡辺『源平の雄緒方三郎惟栄』（山口書店、一九九〇年三月）参照。

むすびに代えて

以上の要点を列記して結びとしたい。

- (1) 古代・中世に於いては、国内主要河川は公領であった。豊後の最大河川である大野川が公領であることは当然である。
- (2) 大野川中・下流域には公領(国領・国衙領)が多い。国衙とこの国衙領との連絡のため、公領である大野川が官道として陸路と並んで利用された。
- (3) 官道は丹生駅(海部郡毛井村)から遡航して、大野郡三重駅に至る道である。
- (4) 柴山八幡社の鎮座地の移動は、船着場の移動を示し、同社は大野川航行の守護神と考えられる。
- (5) 柴山村は三重駅への最短距離の船着場であり、同社の「ひょうたん祭」は、「清者」しよじやを主役とする河川交通の安全祈願祭の意味がある。
- (6) そうした柴山村の船着場は、三重駅の「外港」としての意味をもつものと考えられる。
- (7) 以上の大野川航行の起点は、大野川下流左岸の国領海部郡毛井村の丹生駅であり、丹生駅は水陸兼送の機能を果たしたであろう。その起点水駅としての丹生駅を受けるのが国領柴山村で、両者は一具のものと考えられる。ただし舟運は、主として川下り便が利用された。
- (8) 丹生駅が海部郡所属であるため、それを受ける柴山村が海部郡に属するに至ったものであろう。柴山村はいわば丹生駅の出先であり、出張所としての機能を果たしたものであろう。
- (9) 三重駅がその外港的機能を有する柴山村の所管駅とならなかったのは、同駅が大野川本流から隔たり、水駅の施設と機能を全く有しなかった事によるものと思われる。
- (10) 柴山村・毛井村ともに国領一〇町歩が宛てられているのは、駅料田としての機能を果たすためのものであろう。

此を要するに、海部郡柴山村の飛地的存在の原因は、同郡界が奥地に入り込んでいた時代の痕跡であるというような単純なものではない。水陸兼送の機能をもつ海部郡丹生駅と三重駅とを、公領である大野川を以て連絡する時に造られた三重側の船着場が柴山村であろう、と考えたのである。これは海部郡郡界の奥地入込みという、面の問題ではなく、公領である大野川をパイプとした、線の延長というのが、より適切であろう。要するに、古代・中世史における官道と河川交通の關係に、問題は帰着する。

この問題を考察して、筆者は古代・中世史における河川のもつ重要性について、今更のごとく深刻に考えさせられる機会を与えられた。しかし史料欠如により、状況判断による推論に終始し、幾多の実証を残したことを認めざるをえない⁽¹⁾。識者の叱正を乞う次第である。

注

- (1) 柴山村の船着場の諸施設跡の考古学的調査、丹生駅の水陸兼送の実証等が、残された主要課題である。

(付記)本稿作成に当たっては、現地三重町の芦刈政治氏に地名や地理關係の示教を得、又現地調査に当たっても、関係地点の案内・説明等を頂いた。記して謝意を表したい。